

ビキニ事件「慰謝料」問題 への見解 2020.07.31 大平洋核被災支援センター

1 ビキニ実験の認識とその影響に対する対応の経過

(1)アメリカは、法的な責任を認識していた

1954年のアメリカの水爆実験により、マーシャルの島民をはじめ日本のマグロ漁船が被ばくした。実験の結果は想定外に大きく、設定していた危険区域の外にいた日本の漁船に対しても大きな影響があったことに対し、その対処に対して混乱しているのがわかる。危険区域を、実験後に拡大しているというのは、その一つである。

第5福竜丸が焼津港に入港したのは1954年3月14日であった。3月16日にその異常さを読売新聞がスクープした。当初、アメリカは、そのことの重大さを認識することを拒み、3月23日のジョン・バストア議員は「報告は誇張だ」といい、原子力委員会のコール委員長は、福竜丸は「漁業以外で実験区域に入ってきていたことも考えられる」とスパイの容疑さえかけている。

アメリカは日本に調査チームを送り、調査する中で、被害の深刻さを把握していく。そして4月9日には、アリソン駐日大使は「米国政府は被災者とその家族に対して補償」と発言している。重要なことは、この時点ではアメリカ自身が、その法的な責任を認識し、補償すると表明しているということである。

(2)日本の外務省が取引の条件を提示した

しかしながら、6月17日にはアリソン駐日大使は「**米**アメリカの原子力委員会で「法的訴訟手続きによらない形で、できる限り早急に解決すべきだ。我々は、将来前例とならないような、一括払いでの慰謝料(エクス・グラティア=exgratia)による解決を提供すべきである」と提言している。

2000年1月31日の北日本新聞は、日本の外務省が、アメリカに対して早期解決の方法を提案した可能性がある」と報道している。この事件は日本の外務省アジア局が担当していたが、アジア局の見解を批判して、4月15日に外務省欧米局から「万が一日本側から訴訟をおこされことにでもなれば、日米関係がこじれないともかぎらないとの懸念の下、米政府が保証金を支払い、日本政府が分担する方式が進言された(坂元一哉氏論文—米國務省電文引用)。6月17日にはアリソン大使はアメリカの原子力委員会で「法的訴訟手続きによらない形で、できる限り早急に解決すべきだ。我々は、将来前例とならないような、一括払いでの慰謝料(エクス・グラティア)による解決を提供すべきである」と発言している。いずれにしても、1955年1月4日には、アメリカから200万ドルの「見舞金」とともに完全解決が提示され、日本はそれを了承した。このことにより、日本政府はビキニ事件についてアメリカの法的責任を追及する権利を放棄し、被災船員がアメリカに対する損害賠償を請求する権利を制約したのである)。ビキニ水爆事件は、あたかもなかったかのように処理されたのである。

2 アメリカに法的な責任がある

ここで重要なことがいくつかある。一つ目は、少なくともアメリカは「見舞金」を出したということは、加害者側であることは認めているということである。二つ目は、アメリカは「見舞金」という「良心」を示して、法的な責任を逃れようとしているが、国際的な法解釈からするならば、「無過失責任」論が適応される

こと、また、そもそも水爆実験という違法性のあるものの実施、そしてそのことによって損害(被害)が生じていることから考えるならば、その違法性は明らかであることである。

3 日本は損害賠償請求権があることを認識していた

1991年10月に日米外交文書の一部が開示された。昭和29年3月17日 アジア局長は「2、損害補償請求権について 請求権の有無(!) 船が危険区域外にあった場合 米国の不法行為(過失に基く)に対し請求できる (2) 危険区域内似合った場合(イ) 米側が、実効的な警告処置をとっていなかった場合には、同様請求できる(後略) 請求権行使の方法(1) 論理的には、政府が介入せずとも、被害者が米側に訴を定期すればよい (2) 外交的抗議を行い、損害補償を要求する」と書かれている。また、11月10日参議院水産委員会での加藤一郎氏は一ビキニ事件をめぐって、アメリカ側が出している200万ドルは、「賠償金」か「見舞金」かということは、「法的な責任」があるのかないのかという大きな違いがある。故意過失で、法的な責任がある場合は、賠償額は法的な損害賠償の範囲となる。故意過失はない場合は見舞金など「好意」のレベルになり、金額は、当事者が適当に縮めることが出来る一と証言している(水産委員会議事録) 結果的に、日本政府は米政府への損害補償請求権を放棄した「政治決着」をしたために、30億円を超える漁業損害の3分の1以下の見舞金に止まり、交渉は打ち切れ、被災船員の救済は除外され、以降の責任は問わない「完全解決」とされた。

4 日本では「慰謝料」と認識されていたが、その金額は慰謝料としてふさわしいものとは言えない

一つ目はその「慰謝料」の配分を国の責任で配分せずに「日鯉連」に丸投げしている。政府の責任のがれとしか言いようがない。2つ目は、福竜丸に対しては船員の医療も対象にしているのにも関わらず、福竜丸以外の船に対しては、魚を廃棄した漁獲事業における損失補償としていることである。いくつかの船においては人体の検査もしているにも関わらず、船員の医療などは対象から外している。3つめは、この「慰謝料」の配分は、船員も「慰謝料」の対象としている。しかし、船員一人一人に対する金額は船主まかせで、もらった覚えのない船員が多く、もらっても1千円から1万円というものである(50日操業で平均5~6万円相当)。神奈川県組合加入船員を除き、中小マグロ船の給与は「大仲制」といわれ、水揚げに対して配分されるものであり、マグロが廃棄され、値下がりがりして給与補償がないという状況である。当時の給与は「大仲制」といわれ、水揚げに対して配分されるものであり、水揚げがなかったら給与補償はないという状況である。その金額が「慰謝料」としてふさわしくないというのは明らかである。

5、世界の核実験被害者の救済を

政治決着に対して日本政府に損失補償を求めることはもちろんのこと、アメリカに対しても水爆実験による環境や人命への加害の責任を追及すべきである。「ビキニ事件」を核実験被災事件として、核兵器禁止条約第6条の適応を求め、世界の核実験被害者の救済を核実験国に迫るべきである。